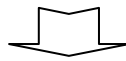


SOLAS制限区域への出入管理の方法が変わります

国土交通省告示に基づき、平成26年7月1日からSOLAS制限区域に立ち入ろうとする全ての人に対して、3点確認の実施が義務化されます

3
点
確
認

- 本人確認：身分証明書の写真等との照合により確認
- 所属確認：身分証明書の情報により、所属する事業者を確認
- 目的確認：搬出入表の確認等により、立入の目的について確認





新しい立入許可証への切替えが必要となります

立ち入る人全て（同乗者含む）の3点確認を実施します

各ゲートにおいて、一旦停止のうえ実施します

切替えた許可証等により、以下のように確認をします

	本人確認	+	所属確認	+	目的確認
立入許可証 による確認 	立入許可証により 顔の照合等	+	立入許可証により 所属の確認	+	立入許可証により 当該港の確認
立入許可証 以外の証明書 による確認 	身分証明書との 顔の照合等	+	身分証明書による確認と 管理台帳への記入 一時立入許可証の 発行・回収	+	用務先を 管理台帳に記入 搬出入票の確認その他の 埠頭保安管理者が必要と 認める事項の確認

平成26年7月1日から

各ゲートにて一旦停止のご協力をお願いいたします

立入許可証の切替えについて

現行の立入許可証の有効期限は全て平成26年6月30日までとなります

- ・平成25年6月30日～平成26年6月29日の有効期限の現行の立入許可証
→ 平成26年6月30日まで延長
- ・平成26年7月1日以降が有効期限の現行の立入許可証
→ 平成26年6月30日まで短縮

○平成26年6月30日までは、現行の許可証と新しい許可証、いずれでも立ち入りが可能です。

○平成26年7月1日からは、現行の許可証では立ち入りはできません。

新しい立入許可証への切替え方法

申請方法は2種類ありますので、いずれかの様式により入力してください。

- ・ 様式1・・・データを添えて提出する方式です。
- ・ 様式2・・・従来と同様に書類に写真を添えて、申請する方式です。

申請の様式については、7月下旬から広島県のHPでダウンロードできます。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimakennkouwann/1171008493527.html>

また、様式は各事務所でも配布しておりますので、お問合せください。

申請から発行までに要する期間

- ・ 通常は1～2ヶ月程度ですが、申請が集中するとそれ以上の期間を要する場合があります。
- ・ **有効期限(平成26年6月末)近くの申請は、許可証の発行が間に合わないおそれがあります。**
- ・ なるべく早い時期の申請に御協力ください。